

第7号議案

中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年中間市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>